

事項別措置概要一覧

○ 横断的措置事項

2 I T

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
①線路敷設の円滑化 (国土交通省)	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化 i) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの収容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、収容空間に関する情報提供の充実を図る。		順次実施		◎ (国土交通省) 道路、河川、港湾等における管理施設の高度化等の整備を踏まえ、光ファイバー等収容空間の整備を進めるとともに、これらの開放を順次進めた。更に、収容空間等に関するデータベースをインターネットにより公表し、情報提供の充実を図った。

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑩電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月29日)】 【「電子商取引等に関する準則」改訂(平成14年7月30日)】	一部措置済 (3月準則策定)	逐次検討		○ (経済産業省) 逐次検討を行っている。 平成16年6月・平成18年2月・平成19年3月に改訂を行った。19年度も改訂に向けた作業を実施中。
21電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。 【平成13年経済産業省令第20号等】		逐次検討		—
29 ADRの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。 【日米韓のトラストマーク制度実施機関による国際連携の合意(平成13年9月14日)】 【日韓星台のトラストマーク制度実施機関によるアジア・トラストマーク・アライアンス(ATTA)の創設(平成15年1月)】 【(社)日本訪問販売協会により、拘束力のある業界ADRとして「消費者取引紛争処理機構」創設(平成14年6月6日)】	一部措置済 (9月合意)	一部措置済 (1月ATA創設) (6月消費者取引紛争処理機構創設)	措置	—

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
31 通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。	逐次実施			◎ (総務省) 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、技術動向やニーズ等について注視しており、今後とも、必要に応じ、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」(平成13年12月26日策定)を見直すこととしている。 なお、総務省では、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を開催し、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の検討を行い、報告書が取りまとめられたところ(平成19年12月)。
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。 【「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」改訂(平成13年12月26日)】				
33 放送のデジタル化の推進 (総務省)	放送のデジタル化の推進については、マスメディア集中排除原則の緩和の検討を含めた環境整備を推進する。 【平成13年総務省告示第475号、第476号等】 【平成14年総務省告示第549号、第550号等】 【地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針(平成14年9月27日)】	逐次実施			◎ (総務省) 地上テレビジョン放送については、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏でデジタル放送が開始されたところであるが、「放送普及基本計画」及び「放送用周波数使用計画」の一部変更等(平成15年総務省告示第557号、平成16年総務省告示第55号等)を行い、デジタル化に伴う環境整備を推進した。 マスメディア集中排除原則については、平成15年6月に「放送法施行規則」等の一部改正を行いBSデジタル放送のマスメディア集中排除原則を緩和したほか、平成16年3月に地上放送等についてマスメディア集中排除原則の緩和を行うため、「放送局の開設の根本的基準」等の一部改正を行った。 さらに、総務省では、平成16年7月より、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」を開催し、放送のデジタル化の進展を踏まえたマスメディア集中排除原則の緩和の検討を行い、最終報告を取りまとめた(平成18年10月)。 一定の要件の下、複数の放送事業者を子会社とし、グループ経営を可能とする認定放送持株会社制度の導入を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立し、20年4月1日から施行。

エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
23 ETCの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてETC(Electronic Toll Collection System:ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			◎ (国土交通省) ETCサービスの拡大については、平成14年度末時点で全国の主要な約900箇所の料金所に拡大し、整備目標を達成した。平成16年4月には、基本的に全ての料金所でサービスが受けられるようにした。 従来からETC車載器リース制度等の車載器購入支援、多様な料金割引の実施、スマートICの整備の促進等を実施しているほか、平成19年度からは、二輪車ETC車載器購入支援、高速道路会社による共通広報等の普及促進策を実施し、ETC利用率は全国で70%を超えている。
26 ITS技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	ITS(Intelligent Transport Systems:高度道路交通システム)関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやDSRC(狭域通信)システム等をISO(国際標準化機構)及びITU(国際電気通信連合)に提案する等により各種ITS技術の国際標準化を目指す。 (平成17年度末までの間)	逐次実施			◎ (警察庁) ISO/TC204において、緊急車両優先制御(PRESTO)について、平成19年10月にIS(国際規格)として承認された。 (総務省) ITUにおいて、DSRCのASL(Application Sub-Layer:5.8GHzDSRCシステム上で複数のアプリケーションの実行を可能とするアプリケーション・サブレイヤ)を既存のDSRC関係勧告に追加すべく、その修正案を提案していたところ、平成17年6月に国際勧告(ITU-R勧告M.1453-2)として承認された。 また、平成19年6月の会合において、ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上・運用上の特性について日本提案が盛り込まれた暫定新勧告案及びレポート案を作成し、標準化作業中。(経済産業省) ITSの国際標準化を扱う専門委員会であるISO(国際標準化機構)/TC204において、ISOにおける我が国の代表団体である日本工業標準調査会を通じて、走行制御や広域通信等の技術分野において各種ITS技術について国際標準化を進めている。 (国土交通省) 2007年1月にISOにおいて、車両の走行を支援するDSRC(狭域通信)システムに関する技術仕様がISO(国際標準)として発行された。また、2007年10月にISOにおいて、上記DSRCを幅広いアプリケーションで利用するための仕組みについての標準案が、DIS(国際標準案)として国際投票に付せられることとなった。2008年1月時点でISOにおいて公共交通の情報通信プロファイルがDIS(国際標準案)となっている。

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
29 ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省) <法務ウ①の再掲>	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。				
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			<法務ウ①に掲載>
32行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			—
	(各府省) d 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。その際、可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	一部措置済	措置		—
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討	○ (財務省、厚生労働省、農林水産省) 輸出入・港湾関連手続については、平成17年12月28日にCIO連絡会議にて、輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画が決定・公表された。また、最適化計画の先行実施として、平成17年11月1日のFAL条約発効にあわせ、FAL様式の採用、夜間入港規制の廃止及び入港前手続様式の導入等の法改正を含む簡素化を実施した。 今後、最適化計画に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを開発し、次世代シングルウィンドウを実現することにより、ワンストップサービスの一層の推進を図ることとしている。	
(各府省)	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施			
(財務省)	(a) 国税の申告、申請・届出等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告等を可能とする。			15年度以降逐次実施	◎ (財務省) 国税の申告手続(所得税、法人税及び消費税)及び申請・届出等手続について、インターネットにより手続を可能とするシステム整備を行い、平成16年2月2日に名古屋国税局管内において運用を開始し、同年6月1日に全国に運用を拡大した。 また、酒税及び印紙税の申告手続についても、同様のシステム整備を行い、平成17年4月11日から運用を開始した。 なお、これらの手続の利用拡大に向けて、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、各種施策を推し進めているところである。

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省)	e 情報システムに係る政府調達制度の見直し (a) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、4月22日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。			逐次実施	◎ (総務省) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、情報システムに係る政府調達連絡会議了承、平成16年3月30日改定)に基づき、各府省においては、政府調達の改善のための取組を進め、当該取組についての定期的なフォローアップ調査を行ってきたところである。 19年度以降においては、これを実施せず、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を取りまとめたことから、今後は、毎年度、本指針のフォローアップを行うこととする。
(総務省)	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築		◎ (総務省) 平成20年3月31日現在、全地方公共団体が参加している。(平成20年2月末に東京都三宅村が接続して全地方公共団体の参加となる予定。)
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築		○ (総務省) 平成19年12月末現在の参加団体数 都道府県: 47団体(100.0%) 市区町村: 1,615団体(88.8%)
39 学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			—

3 環 境 カ ヒートアイランド

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
② 都市形態の改善 (国土交通省)	a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密度な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。			検討・結論	◎ (国土交通省) 都市再生プロジェクト調査にて、下水熱を活用した都市排熱処理システムの施設計画や運営方策の検討など、事業実施に向けた検討を実施。当該検討成果を踏まえ、下水道等未利用エネルギーの活用など公民が一体となった先導的な都市環境対策を支援するための計画策定等に対する新たな支援措置を創設。

6 資格制度関係

(1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑪登録・入会制度の在り方検討 (見直しの基準・視点⑬) (公正取引委員会)	a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格(公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士)を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】	計画的に実施			—
(公正取引委員会)	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】	計画的に実施			—
(公正取引委員会)	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう懇諭するとともに、必要な支援措置を講ずる。	計画的に実施			—
⑮資格者数の増大 (見直しの基準・視点⑱) (法務省)	b 公証人について、積極的に増員を図る(平成12年度一部措置済み)。 【弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について平成12年度までに措置済み】	引き続き措置			—